

講師契約書

株式会社++++++(以下「甲」と講座講師_____ (以下「乙」とは下記の各条項を確認の上合意し、本契約を締結する。

第1条 (講座の目的)

甲は乙に対し、甲の事業所で開く講座の講師を務めることを委託し、乙は責任を持って講座を運営する。講座の展開にあたり、甲と乙は互いに協力し受講者を大切に、親身になって接し講座に出席することが楽しみになるような教室作りを心掛け最善を尽くすものとする。

第2条 (講座の内容)

乙が担当する講座(以下「本講座」)の名称、日程等は以下の通りにする。

講座名 :

日程等 : ①開催曜日/時間帯

曜日 ~ (時間)

曜日 ~ (時間)

②開講日 : 月 日 ()

第3条 (契約の期間)

本契約の期間は平成 29 年(西暦 2017 年) 1 月 1 日より平成 29 年(西暦 2017 年)12 月 31 日までの 1 年間とする。ただし本講座を維持できない不測の事態が生じた場合や受講者の大幅減など本講座の継続が難しいと甲が判断した場合、満了前に本契約を打ち切ることが出来る。本契約の期間満了前 1 ヶ月までに甲または乙からの申し出がない場合、本契約は自動的に更新するものとする。

第4条 (受講料)

本講座に対して受講者が支払う受講料額は乙がこれを決める。

第5条 (レンタルスタジオ代)

乙は甲に下記に定められたレンタルスタジオ費を支払わなければならない。時間貸しは 1 コマ 1 時間とし午前 9 時~21 時までとする。看板プレート代(3000 円位)は契約時に支払う。

スタジオ 1	9 : 00~16 : 00 / 1 時間	2500 円	16 : 00~21 : 00 / 1 位間	3500 円
スタジオ 2	9 : 00~16 : 00 / 1 時間	1500 円	16 : 00~21 : 00 / 1 位間	2500 円

光熱費は別途請求するものとし 1 時間 200 円を支払う。なお社会情勢による電気代の変動により見直しが生じる場合甲は乙に事前に伝え翌月より変更することが出来る。

第6条 (レンタルスタジオ代の支払い)

乙は甲に当月分の金額を前月 25 日までにスタジオ代として手渡す前払い制とする。甲はこの支払につき支払明細書を乙に渡す。支払いが完了されていない場合は翌月のスタジオ

レンタルが中止される。一旦納められはレンタル代のいかなる場合も返金はなされない。

第7条（講座開始時刻）

乙は、本講座の開始時刻5分前に甲の事業所に入場し、終了時刻5分前に退場しなければならない。やむを得ない事情で乙が本講座の上記時刻に間に合わない場合乙は速やかに甲に連絡をすること。準備時間として開始前10分・清掃時間として終了後15分を当分の間可能とする。

第8条（受講生の保護）

乙は本講座の運営に際し、受講者に財産的、身体的、精神的被害を与えないよう最大限の努力をしなければならない。

第9条（損害賠償）

乙の故意または過失により、甲または受講者、施設・備品などへの破損、損害が生じた場合、乙は賠償の責を負うものとする。施設・備品における経年劣化による破損はその限りではない。

第10条（受講者への勧誘の禁止）

乙は甲の受講者に対して甲の承諾なしに乙の所属する団体(宗教関係)等への参加・加入を勧誘してはならない。乙が本条に反して甲に損害を与えた場合乙は甲に対して賠償責任を負う。

第11条（免責）

本講座の運営に関し、乙の故意または過失で起きた事故により、乙が財産的、身体的損害を受けても甲は賠償責任を負わない。

第12条（鍵の開閉）

開錠・閉錠は甲と乙が適時協議を行い取り決めることとする。

第13条（その他）

乙が以下に挙げる行為をした場合、甲は催告なしに直ちに本契約を解除できる。

- 1) 契約の条項に反する行為があった場合
- 2) 法令に反する行為を行った場合
- 3) 甲及び甲の福利、安全、名誉を脅かすような行為があった場合

本契約書は2枚製作し、記名捺印の上 甲、乙が各1通を保有する。

平成 年(西暦 年) 月 日

甲： 〒++++ ++++++
+++++
+++++ 印

乙： (住 所)

(連絡先)

(講師名)

印